

新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針

1 目的

感染症が流行している状況で、感染予防や感染拡大防止を図りながら避難所を開設・運営することを目的に本方針を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 避難所のレイアウトなどの検討
- (2) 避難所の衛生管理及び避難者の健康状態の確認の徹底
- (3) 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- (4) 咳や発熱などの症状がみられ感染が疑われる避難者への適切な対応

3 具体的対策

(1) 避難所のレイアウトなどの検討

- ・飛沫感染防止のため、避難者同士の間隔をできるだけ2メートル、最低でも1メートル程度確保する。
- ・十分な距離が確保できないときは、ビニールシートなどで仕切りをつける。
- ・避難所におけるスペース確保のため、学校の教室の活用など、避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。

(2) 避難所の衛生管理及び避難者の健康状態の確認の徹底

ア 手洗い及び咳エチケットの徹底

- ・手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内に感染症対策に関するポスターを掲示する。

イ 十分な換気や定期的な消毒の実施

- ・避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。
- ・定期的にトイレ、ドアノブ、電源スイッチ及び蛇口など人が触れることが多い場所の消毒を行う。

ウ 避難所受入れ時及び定期的な健康チェック

- ・避難者及び避難所担当職員は毎日検温を実施し、「健康管理チェックリスト」により健康状態を把握する。（避難所受入れ時についても検温を行う。）
- ・非接触式電子温度計（体温計）は、学校が通常利用できるよう貸出しているため、発災時には学校に連絡し使用できるようにする。

エ 災害用備蓄品の積極的活用

- ・避難所に配備されているマスク、消毒液などといった環境衛生を保持するための備蓄品を積極的に活用する。
- ・消毒液を受付及びトイレの前に必ず設置する。

オ 二次的健康被害の予防

- ・車中泊におけるエコノミークラス症候群対策として、避難所内に注意喚起のポスターを掲示する。

(3) 避難者自身の感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

- ・避難の際には、食料、飲料水等のほか、マスク、消毒液、体温計を持参する。
- ・こまめに手洗いをする。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。
- ・原則マスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、吐きに咳が出る場合は、袖や上着の内側で覆う。
- ・向かい合わせではなく背を向けて座るようにする。
- ・発熱、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、速やかに避難所担当職員に報告する（健康管理チェックリストによる自己管理）。

(4) 咳や発熱などの症状がみられ感染が疑われる避難者への適切な対応

- ・感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳などの症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から専門機関（鴻巣保健所 048-541-0249）に連絡し、指示を受ける。
- ・やむを得ず専門機関との調整中、一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保する。また、専用スペースを確保できない場合は、ビニールシートで仕切りをつけるなど可能な限り工夫をする。
- ・感染が疑われる避難者が使用した汚物（マスク、鼻水がついたティッシュ等）は、感染拡大防止の観点から、その取扱に注意する。

今後の新型コロナウイルス感染症に関する対応について

- ・避難所担当職員及び市役所全職員に、当方針を周知する。
- ・避難所において、あらかじめ決められているスペース以外の避難所利用（教室等）について、開設前に避難所担当職員、危機管理課及び学校の間で協議をする。